公益社団法人日本河川協会会員の会費に関する規則

公益社団法人日本河川協会定款(以下「定款」という。)第7条に規定する会費に関しては、この規則に定めるところによる。

(会 費)

第1条 会費は、正会員の区分に応じて、次のとおりとする。

一種正会員及び三種正会員

		`		
1級	年 額	金	600,	000円
2級	同	金	500,	000円
3 級	同	金	400,	000円
4級	同	金	300,	000円
5 級	同	金	250,	000円
6 級	同	金	200,	000円
7級	同	金	150,	000円
8 級	同	金	100,	000円
9級	同	金	70,	000円
10級	同	金	50,	000円
1 1 級	同	金	30,	000円
二種正会員	同	金	6,	000円

(会費の納付期限)

第2条 会費は、毎年当該年度の7月31日までに納めなければならない。 ただし、特別の事情があるときは、分納することができる。

(会員の権利)

- 第3条 会員は、会報の配布を受ける権利を有する。
- 2 一種正会員及び三種正会員は、雑誌「河川」の配布を受ける権利を有 する。
- 3 会員は、本会が主催するセミナー、その他の行事に参加する権利を有する。

(規則の変更)

第4条 この規則は、総会において出席正会員の議決権総数の過半数の同意 がなければ変更することができない。

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 会費及び会員の権利に関する規則(平成10年4月1日適用)は、廃 止する。
- 附 則 (平成30年5月30日) この改正後の規則は、平成30年度の会費から適用する。